

椋山女学園電子情報セキュリティ規程

平成19年規程第18号

平成19年4月27日

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 組織体制（第4条－第7条）
- 第3章 リスクマネジメント（第8条－第10条）
- 第4章 事故等への対応（第11条－第12条）
- 第5章 監査及び点検（第13条－第15条）
- 第6章 研修（第16条）
- 第7章 懲戒（第17条）
- 第8章 雑則（第18条）

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、学校法人椋山女学園（以下「学園」という。）における電子情報セキュリティポリシー運用の基本仕様として位置付け、電子情報セキュリティ（以下「情報セキュリティ」という。）の構築及び運用を規定する。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 重要な情報資産とは、学園の事業を維持・発展させる上で、「機密性（Confidentiality）、完全性（Integrity）及び可用性（Availability）」が損なわれた場合に学園に受容できない損害を与える情報と、これらの情報を保管、利用するための媒体（FD, HDD, CD, DVD等）、機器（PC、サーバ、ネットワーク機器等）、設備（空調機器、キャビネット等）、サービス（電力、通信サービス等）、ソフトウェア等をいう。情報資産の区分については、別に定める。
- (2) 職員等とは、学園の理事、監事及び評議員並びに学園の指揮及び監督の下で就業する者及び業務委託等の契約により学園内で業務に従事する者をいう。
- (3) 学生生徒等とは、学園が設置する学校に在学在園する学生、生徒、児童及び園児をいう。
- (4) 構成員とは、職員等及び学生生徒等をいう。

（情報セキュリティ適用範囲）

第3条 本規程の適用範囲は、「学園で管理すべき範囲」を基本とし、学園の全部門及び全キャンパスとする。

2 対象者は、学園の職員等とする。学生生徒等については、別途定める。

3 対象物は、学園の情報を取り扱うすべての媒体、機器、設備、サービス、ソフトウェア等とする。

4 個人情報の収集、利用、適正管理及び自己情報に関する本人からの諸請求に対する対応等については、学校法人椋山女学園個人情報保護規程（平成17年規程第8号）に従う。

第2章 組織体制

（電子情報セキュリティ委員会）

第4条 理事長の下に、学園の情報セキュリティに関する重要事項の審議を行うため、電子情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、椋山女学園電子情報セキュリティ委員会規程（平成18年規程第8号）に従う。

（電子情報セキュリティ管理責任者）

第5条 学園に、電子情報セキュリティ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、学園全体の情報セキュリティに対する責務を負うものとする。

2 管理責任者は、委員会に諮りながら、情報セキュリティの確立のため、計画の策定、実施、評価、改善等に関する業務を遂行する。

3 管理責任者は、理事長をもって充てる。

（電子情報セキュリティ管理者）

第6条 学園に、別表のとおり電子情報セキュリティ管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、情報セキュリティの適切な運用のため、所属の各部門における情報セキュリティの業務を遂行する。

3 管理者は、情報セキュリティの業務を補助させるため、電子情報セキュリティ管理補助者（以下「管理補助者」という。）を指定することができる。

（電子情報セキュリティ管理者会議）

第7条 管理責任者の下に、情報セキュリティの運営における計画の詳細化並びに部門間の情報交換及び事故関連情報の周知のため、電子情報セキュリティ管理者会議（以下「管理者会議」という。）を置く。

2 管理者会議は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 学園情報センター長
- (2) 管理者
- (3) 管理補助者

第3章 リスクマネジメント

（リスクマネジメント）

第8条 学園は、情報セキュリティの確立及び有効性の維持のため、重要な情報資産についてリスクを受容可能な水準に保つための継続的な活動を実施する。

（対策の検討）

第9条 学園は、重要な情報資産のセキュリティ上のリスクに対応するため、適切な対策を検討し、規程、規準等で文書化する。

（法令及び規則）

第10条 学園は、情報セキュリティに関連し業務遂行上遵守すべき法令及び規則を特定し、その遵守すべき事項を明確にし、規程、規準等に反映しなければならない。

第4章 事故等への対応

（事故等への対応）

第11条 職員等は、事故が発生した場合及び兆候を感知した場合、速やかに管理者に報告する。

2 管理者は、事故発生に対する早期対応及び未然防止に努めるとともに、管理責任者に報告する。

（緊急時への対応）

第12条 災害、事件、事故等緊急時の対応策については、別に定める。

第5章 監査及び点検

（監査体制）

第13条 学園に、情報セキュリティの監視及び見直しのため、監査責任者及び監査員を置く。

2 監査責任者は、理事長が指名するものをもって充てる。

3 監査員は、監査実施ごとに、監査責任者が専門の知識や技能を有するものの中から指名する。

（監査の実施）

第14条 監査責任者は、情報セキュリティの適合性と有効性の維持及び改善のため、毎年定期に及び臨時に監査を実施し、理事長へ報告する。

2 被監査部門は、監査の円滑な実施のために、スケジュールの調整、資料の提示、監査立会い等、監査活動に協力しなければならない。

3 監査の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（点検の実施）

第15条 管理責任者は、情報セキュリティの運用に関し定期的に点検を実施し、これに基づき、必要に応じて改善策等について委員会に諮るものとする。

第6章 研修

（研修）

第16条 管理責任者は、情報セキュリティの業務を達成するため、情報セキュリティの維持及び運用に関

わる職員等に対して、必要な知識及び手法を身に付けるための研修を実施する。

第7章 懲戒

(懲戒)

第17条 職員等が、情報セキュリティの規則等に違反したときは、管理者の指導性と構成員の自覚とを前提として、学園の名誉、秩序及び規律を保持するために、懲戒を行うことがある。

2 情報セキュリティ特有の事案に対する罰則については、別途定める。

第8章 雑則

(事務)

第18条 学園の情報セキュリティに関する事務は、情報支援課において行う。

附 則

この規程は、平成19年4月28日から施行する。

附 則 (平成19年規程第27号)

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

別表 電子情報セキュリティ管理者 (第6条第1項関係)

| 部 門 | | 電子情報セキュリティ管理者 |
|---------------|--------------|------------------|
| 事務局 | 総務部 | 総務部長 |
| | 企画広報部 | 企画広報部長 |
| | 財務管財部 | 財務管財部長 |
| | 学務部 | 学務部長 |
| 総合クリエイティブセンター | | 企画課長 |
| オープンカレッジセンター | | 教務課長 |
| 学園情報センター | | ネットワーク主幹及び情報支援課長 |
| 椋山人間学研究センター | | 企画課長 |
| 食育推進センター | | 企画課長 |
| 大学 | 研究科 | 研究科長 |
| | 学部 | 学部長 |
| | 入学センター | 入学センター長 |
| | 図書館 | 図書館長 |
| | 国際交流センター | 国際交流センター長 |
| | 大学情報教育開発センター | 大学情報教育開発センター長 |
| | エクステンションセンター | エクステンションセンター長 |
| | 学生相談室 | 学生相談室長 |
| 臨床心理相談室 | 臨床心理相談室長 | |
| 高等学校 | | 教頭 |
| 中学校 | | 教頭 |
| 小学校 | | 主任 |
| 幼稚園 | | 主任 |